

第126回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和元年（2019年）6月14日（金）午後2時00分から午後4時43分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 事務棟3階 特別会議室
出席者氏名 （審議会）	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、淺野浩司委員、加藤隆之委員、上條弘次委員、近藤わかな委員、永山徳雄委員、福島良樹委員、宮内宏委員、村上康二郎委員、山本法史委員
出席者氏名 （事務局）	大津仁利総務課課長、高山公男同課主査、越智博明同課主任、長澤宏行同課主任、安川雄大同課主事
出席者氏名 （説明者）	丸山悟産業政策課課長、同課三吉徳浩課長補佐兼主査、同課宮木高一主任、叶清協働推進課課長、同課篠原勝久主査、吉森研吾保育幼稚園課課長、同課大澤吉隆課長補佐兼主査、水上太一路政課課長、同課上條智弘主任、中田幸男管理課課長、同課土屋明弘課長補佐兼主査
欠席者氏名	石井修一委員、鬼島秀敏委員、三浦誠委員
議 題	<p>（1） 審議事項</p> <p>ア プレミアム付商品券事業の実施における個人情報の取扱いについて（諮問第150号）</p> <p>イ 子安市民センターほか4館に設置する防犯カメラについて（諮問第151号）</p> <p>ウ 八王子市立多賀保育園ほか1園に設置する保育園用カメラ（防犯カメラ）について（諮問第152号）</p> <p>エ 京王相模原線南大沢駅前自転車歩行者専用道に設置する防犯カメラについて（諮問第153号）</p> <p>（2） 報告事項</p> <p>ア 平成30年度（2018年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>イ 委託契約に係る個人情報の提供状況について</p> <p>ウ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について</p> <p>エ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>オ 個人情報開示請求に対する存否応答拒否について</p>

	(3) その他
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)のイ、ウ、エ (2)のイ、オは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第126回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項、報告事項の資料

【橋本会長】 委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第126回「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会」を開催いたします。

事務局から事前の説明はございますでしょうか。

【高山主査】 それでは、本日の配付資料について、確認をさせていただきます。

次第の「2 議題 (1) 審議事項 アからエまで」が、それぞれ、資料の赤インデックスの資料アからエまでに当たるものでございます。

また、同じく「議題 (2) 報告事項 アからエまで」が、それぞれ青のインデックスで報告アからエまでにお示ししているものでございます。

なお、参考といたしまして「八王子市情報公開条例」、「八王子市個人情報保護条例」、「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」、「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」を別の冊子にて配付しております。

この条例等をつづった冊子につきましては、委員名を御記入いただいておりますので、審議会終了後に回収をさせていただき、次回の審議会におきまして、再度、御利用いただく予定です。

まだ、お名前が未記入の場合は、御記入いただくようお願いいたします。

あと、ピンバッチをお配りさせていただきました。本市の都市戦略部都市戦略課で、八王子市のブランドメッセージを本年3月3日に発表いたしました。広く市の中で周知していこうという取組でございます。都市戦略課からぜひ皆様にも配付し、できる限り八王子市をアピールしていただければという観点がございます。配付させていただきました。御利用ください。

以上が、本日お配りしております資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

また、審議会の会議録についてでございますが、事務局が作成いたします。要点筆記に

よるものではなく、発言全てを筆記する会議録として作成しております。審議会における皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データをもとに、審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日も会議の内容を録音いたしますが、録音データを確認する関係から、御発言の際は挙手をいただき、お名前を名乗られた上、御発言をお願いいたします。

事務局から以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。本日でございますが、石井委員、鬼島委員、三浦委員から欠席の連絡をいただいております。それから、加藤委員につきましては、30分遅れてお見えになるということでございます。現在、9名の委員が出席されております。条例上、定足数が8名ということになっておりますので、本会議は適法に成立をしてございます。

審議会であります。これも毎回申し上げていることではございますけども、原則公開となっております。

しかし、本日の審議事項イ、ウ、エ、それから報告事項のイ、オにつきましては、「附属機関及び懇談会等に関する指針」によりまして、非公開事項と定められている行政運営及び個人情報等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきたいと思っております。

なお、これらを除きまして、傍聴の申請がございましたら許可したいと思っておりますけれども、こういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、本日の会議録の署名員の指名をいたしたいと存じます。名簿順ということになっておりますので、本日は永山委員ということになっておりますが、よろしく願いいたします。

【高山主査】 報告がございます。よろしいでしょうか。

昨年10月19日に開催いたしました第124回の審議会におきまして、事務局から説明をいたしました一部について誤りがございましたので、御報告いたします。

公用車に設置するドライブレコーダーにつきまして御審議をいただきました案件でございますが、御審議の中で、参考に「安全パトロールカー」のドライブレコーダーの設置の目的について御質問をいただきました。その際、私からではございますが、「事故後の検証」と「安全・安心の観点」で撮影を行っているとお伝えをいたしましたが、「安全パト

ロールカー」のドライブレコーダーの設置の諮問をした当時の会議録を確認いたしましたところ、「事故後の検証」のみで、それ以外の目的では使用しないとのやりとりが会議録に残っておりましたので、この場で訂正させていただきます。安全パトロールカーを運営する根拠の条例でございますが、「生活の安全・安心に関する条例」を手持ちの資料として安易にお答えしてしまったことが誤りの原因であったと思います。改めておわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

【橋本会長】 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【高山主査】 今後は、十分に注意して対応してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、会議録に関しましては、誤った情報を残しますと、混乱を招くおそれがございますので、こちらを考慮いたしまして、削除として対応させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。第124回のドライブレコーダーに関する件、目的は事故の検証のみだということを確認した上で、会議録の事後的な訂正を行うということについてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、そのように処理をさせていただきたいと思います。

【高山主査】 ありがとうございます。当該会議録でございますが、本日、第124回審議会の会議録は封筒に入れお渡ししております。後日、御確認の上、7月5日までに御返送いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 それでは、早速審議事項に入りたいと思います。

実施機関の入室をお願いいたします。諮問第150号についてということでございます。よろしくお願いいたします。

〔諮問第150号の実施機関入室〕

【橋本会長】 どうぞ御着席ください。

それでは、諮問第150号、プレミアム付商品券事業の実施における個人情報の目的外利用、本人外収集及び外部提供並びに本人通知の省略についてという案件でございます。

では、説明に先立ちまして、お名前とお立場を教えてくださいませんか。

【丸山課長】 それでは、私から紹介をさせていただきます。本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。私は、産業政策課長の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

今、隣にいますのが、担当しております宮木でございます。

【宮木主任】 宮木です。よろしくお願いいたします。

【丸山課長】 一人置いて、担当主査の三吉でございます。

【三吉主査】 三吉でございます。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 それでは、早速御説明をお願いいたします。

【高山主査】 事務局から御説明をさせていただきます。

審議事項「ア プレミアム付商品券事業の実施における個人情報の取扱いについて」です。

まず、プレミアム付商品券事業とは、消費税・地方消費税率の引き上げに伴う、低所得者又は子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的といたしまして、国の主導で実施される事業でございます。

お配りしております資料、国通知1から4までの実施要領等に基づきまして、プレミアム付商品券を購入できる対象者が特別に定められております。

国が主体となる事業ではありますが、特別に定める対象者へ市がお知らせ、又は審査に必要となる個人情報を取り扱うため、市の内部での個人情報の目的外利用を図り、また、本市及び他自治体間におきまして、個人情報の本人外収集及び外部提供により個人情報のやりとりを行います。

国の通知には、「個人情報の取扱いについては、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ、必要となる手続を行うことになる。」と示されておりまして、国の法令では、プレミアム付商品券事業について、個人情報の取扱いにおけるフォローはされていません。

このため、プレミアム付商品券事業におきます購入申請等の事業を円滑かつ適正に行うためには、当審議会の御意見をお聴きすることが必要であると考えております。

本案件につきましては、個人情報保護条例第7条第3項第7号及び第12条第2項第5号の規定に基づきまして、目的外利用、本人外収集及び外部提供の審議をお願いするものです。

さらに、条例第7条第4項及び第12条第3項の規定による目的外利用に伴う本人への通

知につきましても、例外規定により御審議をお願いするものでございます。

諮問内容等の詳細につきましては、実施機関である産業振興部産業政策課の職員から説明があります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

【丸山課長】 では、最初に制度概略を御説明させていただきます。本事業につきましては、今、御説明いたしましたとおり、国が主導して、全国全ての自治体で行う事業の一環として、八王子市でも行うものでございます。

今回のプレミアム付商品券の購入対象者を国で住民税非課税の世帯とそれに扶養をされている方という区分を一つ設けております。また、一定の期間の間に生まれた子どもがいる家庭の世帯主に対して交付します。おおむね3歳未満の子どもがいる家庭が対象になります。その2種類の区分がございます。

そして、手続の中で、非課税の世帯については、購入に必要な引換券をいきなり送るのではなくて、まず本人に、対象者になり得るということを知りまして、そこから本人に申請をしていただき、適合していれば商品券の購入に必要な引換券をお渡しするというような制度になっております。そのため、いろいろなところで他課の協力をいただく必要が出ております。

あと、もう一つありますのが、先ほど説明いたしました小さなお子様のいる世帯ですが、それに伴いまして、施設、福祉施設に措置されている子どもがいた場合、住民票のある市町村とは別のところに所在するケースがありますので、その情報に漏れがなく、一番必要としているところで使えるようにということで、国は他の自治体との情報の連携を図るようにと、細かく通知で指導してきているところでございます。そのため、いろいろな施設について、所管から情報提供をいただきまして、他の自治体と連携を図る必要があり、今回御審議をいただくものでございます。

詳細につきましては、宮木から御説明をさせていただきます。

【宮木主任】 それでは、私からさらに詳しい御説明をさせていただきます。まず、諮問文書の2、個人情報の目的外利用ですけれども、個人情報を取り扱う事務の主管課は、高齢者福祉課、障害者福祉課、子育て支援課及び住民税課の4課でございます。提供を受ける課はプレミアム付商品券事業所管であります産業政策課になります。

3、目的外利用の対象者及び個人情報の項目ですが、初めに、次のページの表の一番下、

住民税非課税者の個人情報に関わる目的外利用について御説明をいたします。本市の場合、非課税対象者は約9万人と見込んでいます。この対象者に対し、世帯ごとに交付申請書を送付しますが、送付時期は住民税の第2期更生後の8月初旬を予定しています。その後、交付申請を受理し、審査の上、商品券購入引換券を9月中に送付する予定です。

別紙資料国通知の を御覧ください。プレミアム付商品券事業の準備作業における関係リストの作成及び情報提供についてというところがございます。

1枚めくったページの第1、住民基本台帳に記録されている者について、この中で国はこの短期間に事務処理を行うために、住民税非課税者の氏名、住所、生年月日、続柄をリスト化することを指示しています。このため、住民税課で把握している非課税者の氏名、住所等の個人情報を目的外利用するものです。なお、目的外利用に所得等の課税情報は含まれておりません。

続きまして、表の方を御覧ください。上段と中段、施設入所等児童等及び虐待により施設等に入所措置が採られている障害者及び高齢者の個人情報の目的外利用についてですが、今度は別紙の国通知 を御覧ください。後ろのページから5枚目です。本市で入所措置を行う施設は2と4に該当します。それぞれ障害者福祉課と子育て支援課が所管になります。

また、虐待により入所措置がとられている障害者、高齢者の事務処理については、恐れ入りますが、別紙資料国通知 を御覧ください。1枚めくっていただきますと、措置入所等障害者、高齢者の定義が記載されています。こちらは、障害者福祉課と高齢者福祉課が措置所管課となります。

続いて、諮問文書にお戻りいただいて、4、個人情報の目的外利用を行う理由ですが、本市で入所措置を行っている入所者が施設等に住民票を移していない場合、住民登録所在地に住む家族が入所者分の商品券購入引換券を手にとってしまうため、住民登録所在地市区町村での引換券の交付を停止しました上で、施設の所在市区町村から購入引換券を入所者に対して交付するために必要となるものでございます。

続いて、別紙のフロー図を御覧ください。初めに、子育て支援課、障害者福祉課、高齢者福祉課で入所措置を行っている対象者の個人情報を産業政策課で目的外利用を行い、産業政策課から入所施設所在地の市区町村及び住民登録所在地市区町村へ外部提供することで、入所者本人が施設所在地で商品券購入引換券を手にとることができるようにするものです。

次に、また諮問文書にお戻りいただきまして、5、個人情報の本人外収集ですが、再度

フロー図を御覧ください。入所措置自治体が八王子市以外であって八王子市内の施設に入所している場合や、住民登録が八王子市にある場合、措置自治体から該当者の個人情報の提供を受けるものです。

次に、諮問文書の6、本人外収集の対象者及び個人情報の項目ですが、外部収集先は、別紙の国通知の の方を御覧ください。後ろから5枚目に別表がございます。この表の中の1から4まで、全ての施設が対象となってきますので、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村となります。

諮問文書の7にお戻りください。本人外収集を行う理由ですが、外部提供を受けた入所者が市内の施設に入所している場合は、入所者からの申請により商品券購入引換券を交付します。市内に住民登録がある場合は、入所者の保護者、養護者からの商品券購入引換券の代理交付申請に対しては、不交付とするためでございます。

続いて、諮問文書の8、個人情報の外部提供及び9、外部提供を行う理由ですが、再びフロー図を御覧ください。子育て支援課等の本市所管課で措置している施設、入所者の個人情報を施設所在市区町村及び住民登録所在市区町村へ提供することで、住民登録所在市区町村では、保護者、養護者からの代理申請は不交付とし、入所者が施設所在市区町村から商品券購入引換券を受け取るようにするためのものがございます。

再び諮問文書にお戻りいただきまして、諮問文書の10、本人通知の省略を行う理由ですが、消費税引き上げに伴う低所得者や子育て世帯向けの経済対策であり、個人の権利利害を侵害するものではないこと、また、短期間に事務処理を行う中で、通知を要する該当者が10万3,000人と多数見込まれ、個別に通知することが困難であることから本人通知は省略するものです。

なお、詳細な税務情報の確認につきましては、購入引換券交付申請書内で本人同意をとります。また、福祉施設等入所者については、購入引換券交付申請書送付の際に、目的外利用及び措置自治体からの本人外収集を行った旨を通知します。

11、個人情報の目的外利用、本人外収集、外部提供を行う期間ですが、審議会の承認をいただいた日から当該事業を実施している間でございます。

最後に、12、個人情報の保護措置ですが、これら個人情報の目的外利用、外部提供、本人外収集に当たりましては、個人情報を正確に適正に管理するとともに、国から指示されている手順、本市情報セキュリティポリシー及び実施手順等個人情報保護のルールを遵守し利用目的以外への使用及び外部提供を禁止します。



また、不要となった個人情報迅速かつ確実に廃棄いたします。

説明は以上でございます。

【橋本会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、何か御質問、御意見等いただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

【 委員】 基本的なことを聞いて申し訳ないのですが、これはもう国からの指示で、やらなければいけないものだという理解でよろしいのですか。

【丸山課長】 はい、消費税の緩和措置として、全国一律に行うということになっておりますので、市で行わなかった場合は、八王子市で本来受け取るはずだった方が不利益を受けるといような形と考えておりますので、市としては実施したいと考えております。

【 委員】 もう一つ質問なのですが、このプレミアム商品券の負担者は誰になるのですか。

【丸山課長】 これは国で、国費で措置をするということで、財源としては予算上は全額国費を充てております。

【 委員】 だから、国は国費を措置しているのに、実施しなければ、言ってみると市民の不利益がありますよという仕組みなのですね。

【丸山課長】 はい、そうです。

【 委員】 よく分かりました。ありがとうございます。趣旨がとてもよく分かりました。

もう1点いいですか。商品券はしかるべきものを印刷して渡す、その費用は八王子市の支出となるのですか。

【丸山課長】 今回の事業につきましては、その事業実施に係るそういった事務費、印刷費等も全て国費でございます。

【 委員】 そういところの費用も含めて国費ということですか。

【丸山課長】 どこまで認定されるかという問題はあるのですが。

【 委員】 もちろんそうですけども。

【丸山課長】 予算上は全額国費というように措置されております。

【 委員】 そういことですね。意外と大変な責務もありますね。

これは、全然仕組みが分かっていなくて、基本的なことを聞いて申し訳ないのですが、これは全国どこでも使えるそういう商品券が配付されるのですか。

【丸山課長】 実は、全国一律の商品券ではなくて、国の目的が消費税の引き上げに伴う負担軽減の部分と、もう一つが地域消費の下支えという表現を使っております。ということで、例えば地域が八王子であれば、八王子市内で使える商品券を配りなさいということです。そのために違う市町村に住民票がある方で、実際は八王子の施設等に居住しておられる方が八王子の券を使いたいにもかかわらず、通常ルールですと、その方は自分の市町村、住民票のある市町村でしかもらえない。これを解消するため、情報交換をしなければならぬということで、今回諮問をお願いしているということです。

【 委員】 そういうわけで、現に所在されているところの商品券をお配りする。

【丸山課長】 はい。そういった整合を図ることで、二重発行がないように情報交換をしたいということです。

【 委員】 しかも、八王子市だけで使えるものだから、その商品券は八王子市独自のものを、ほかとは違うものを印刷しなければいけない。

【丸山課長】 各自治体でそれぞれのものを作るという形になっております。

【 委員】 そういう仕組みになっている。

ありがとうございます。余り個人情報と関係のない話をお聞きしたのですが、大分何をしたいかは分かってきた気がします。

【橋本会長】 あとは、いかがでしょうか。どうぞ。

【 委員】 10番で施設に入居している児童の方ですとか、障害者、高齢者の方ですか、この方たちの所在が確認できたとして、例えば児童なんかは実際にこのプレミアムを、その児童が使えるように渡すわけですね。そういうことではないのですか。

【宮木主任】 基本的には、施設の職員の代理申請を認めています。

【 委員】 施設の職員の代理申請を認めると、せっかく八王子に住んでいる、例えば八王子から他市の施設に保護というか、移っている児童がいて、八王子の保護者には連絡をしないで、その施設の方を確認した上で、施設の管理人が何かに代理申請をしてもらうという考え方なのですね。

【宮木主任】 年齢にもよりますが、もちろん本人の申請もできます。

【 委員】 高齢である程度痴呆が入っているような方なんかは、なかなか自分ではできないと思うので、あくまでも、施設の管理者向けに通知をする。若しくは申請してくださいということをやるといえることですか。

【宮木主任】 あとは、条件によりますが、施設の措置費なども、本人の児童のため

に使うのであれば、商品券の購入等に使ってもいいというふうに国から通知が来ています。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 何かえらく複雑な制度ですね。難しいですね。

【 委員】 産業政策課から発送作業も含めて、全部このプレミアム商品券の関係については通知など、全て郵送から何から作業をされるのでしょうか。

【宮木主任】 基本的には委託で行いますけれども、この収集した情報を適正に委託業者で扱わせるようには注意いたします。

【 委員】 例えば子育て支援課とかに比べたら、通常、何というのでしょうか、市民の情報を扱う分野になれていらっしゃるのでしょうか。ふだんからそういった作業はあるのでしょうか。発送など個人情報が主体である外部委託は、ふだんからされているのでしょうか。

【丸山課長】 ふだんから扱っている情報の中で、そういった部署に比べれば、使っているものはそんなに多くない所管です。ただ、我々が委託をする業者については、市内の経済の振興の部分もありますので、基本的に市内業者を考えておりまして、それに当たっては、市の中のほかの個人情報を扱う、例えば、国民健康保険関係であるとか、そういったことで実績のある業者を選ぶようにということは考えております。

【 委員】 特に不慣れということではないということですね。

【丸山課長】 不慣れな業者は避けて、市内でも実績のあるような業者で、事業規模もありますし、短期間にやりますので、そういったことで問題がない業者を選定したいと思っております。

【 委員】 産業政策課の中でもそういった、業務フローとしても特に問題のないというか、慣れていらっしゃるということで、少し気になったのですけれど、受け渡しをほかの方がしたり、そこはまとめて業者に委託したり、仲介に出すような形になると思うのですが、その辺が通常のセキュリティーの観点であるとかというのは、徹底してやっていたらいいということでしょうか。

【丸山課長】 市全体で個人情報の扱いとか、機密性の書類の扱いというのは決まっておりますので、その基準はしっかり守って行きます。

【 委員】 分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 これは、商品券の販売はどこで行うのですか。

【丸山課長】 今交渉中なのですが、基本的には市内、いろいろなところで買えるよう

にということで、郵便局の窓口で販売していただきたいと交渉を進めております。

あと、残念ながら郵便局が近くにないような地域が八王子には何箇所もあるので、そういったところは市の施設等で出張販売というのも考えております。

【 委員】 約25%、4,000円か5,000円ということで、かなりメリットがある券だなという認識を初めてしたのですけども、9万人、10万人に近い方たちへの通知というか、周知というか、告知みたいなことはこれからされていくのでしょうか。こういう券があるよということ、テレビとか何かで観ていると思うのですけども、市として何か取組があるのかどうか。

【宮木主任】 6月1日の市の広報で、プレミアム商品券を実施しますというのは掲載しました。その後、8月1日号で再度掲載しまして、なおかつこのリストをもとに、非課税と思われる世帯に交付申請書を送付します。3歳未満児世帯主は、住民基本台帳帳簿から対象者に直接引換券を送付します。

【丸山課長】 あと、実際には使える券を、利用できる店舗というのをお知らせしなければいけませんので、例えば市内で使えるお店にはポスター等を貼っていただいて、このお店で10月1日から使えますよということは周知をいたします。

【 委員】 この事業を推進していく中で、課題や問題が出てくるのではないかとこのうのがありましたら、教えていただきたいと思います。

【宮木主任】 例えば、今回の本人外収集とか、入所措置した自治体から情報を受けて、交付を停止する保護者とか養護者から何でお知らせが来ないのだといった苦情が、もしかするとあるかもしれませんので、その辺は懸念しているところです。

【 委員】 ありがとうございました。

【 委員】 今の御質問と少し重なってしまうのですけれども、こういった券が出ると、多分特殊詐欺とかの危険性が高まってくると思うのですね。実際は目的外利用の中でしっかりと情報を扱っているのに、市民は自分たちの情報を聞かれるのではないとか、そういうふうに言われると信じてしまうとか、そういったことがあると思うのですが、周知と合わせて、そういう危険に気をつけましょうというようなことをなされる御予定はあるのですか。

【丸山課長】 6月1日号の広報でプレミアム商品券の事業を行いますと説明いたしましたが、対象者が一部限られていますよということで、御案内を小さな記事ですけど載せております。合わせて、ホームページでももう少し詳しい情報を載せているのですが、ホー

ムページには市から申請書等をお送りするので、逆にそのために情報を求めるようなことはないというようなことを掲示しております。

また、実際にこの通知を送ったときに、似たようなものを送られて被害が出ないようにということで、8月に広報を出すということでお答えをしたのですが、もう一回広報にはしっかりと書いて、通知をお送りするということを考えております。

どういうふうに周知をしていくかということについては、八王子市には3箇所警察署がありまして、3警察との連絡会がございます。その中で、市がこういう動きをしますということを報告して、それに対して警察でももっとこうした方がいいというようなことのアドバイスをいただきながら、進めているところです。これからも情報交換をしながら、被害の防止をしていきたいと思っております。

【 委員】 余り本筋と関係ないかもしれないのですが、この制度は多分消費税を10%に上げるというか、上がるという前提でできていると思うのですが、これはもしドタキャンというか、政府が急に方針転換をして、消費税が上がらなかった場合というのはどうなるのですかね。

【丸山課長】 実際、議会でも若干そういう御質問をいただいているところで、答えにくいところなのですが、国はこの流れで行くよと。消費税を10%に上げるということは、特別にやめない限りはもう可決されているものなので、自動的に上がるだろうということで、この事業は実施される。実施されたときとされなかったときのリスクを比べたときに、やはり今やめるという選択肢はなかなかとりにくいというふうに考えております。

【 委員】 ということは、仮の話ですよ。余りどの程度の可能性なのか分からないですけど、仮に、政府が10%増税を突然やめると発表した場合は、この制度自体はどうなるのですか、やはりやるのですか。

【丸山課長】 先ほど回答したとおり、財源が国から出されるということで各市町村は動いていますので、財源が出ないとなったら、そのときは、また考えなければいけないですけども、これは実施するということで国が言えば、10%になるならにかかわらず、もう市民から申請をそのころには受けていますので、やらざるを得ないのかなということも思っております。もう動き出してしまったら、多分とめられないだろうというのは正直なところです。

【 委員】 ただ、目的が消費税が10%に上がるという前提なので、10%に上がる場合は低所得者対策ですよ。10%に上がらなくても、景気刺激対策として目的を変えてや

るということもあり得なくはないのかなと思うのですよ。それは結局、政府次第かもしれないですけど。

【丸山課長】 そのこのところは、国がどう言ってくるかというのを見ながらということで、正直、今それ以上お答えが出せません。

【 委員】 分かりました。いずれにせよ上がるであろうという前提でいろいろと準備を進めていくしかないということですね。

【丸山課長】 上がったときの緩和と地域で使ってもらって、お金を回してもらわないと、やはり冷え込みが大きいのではないかという国の予測です。それに対する対策としての下支えという2点で、市は準備をしております。

【 委員】 分かりました。個人情報と余り関係ないことですみません。

【 委員】 資料アの3ページ目になりますか、6の本人外収集の対象者及び個人情報の項目の一番上の児童養護施設等入所児童等、別表1について、個人情報の項目の最後に徴収金階層区分等とあります。これは、ほかのところにはその記載がないのですけれども、これはどういったもので、あえてこの区分の方にだけこれが必要かを教えていただけますか。

【宮木主任】 この施設の入所の日によってなのですけれども、本年の1月1日以前に入所している場合は、それは付かないのですが、1月2日以降に入所している場合は、1月1日時点で誰かの扶養になっているという想定で課税状況の参考にそれを見ます。

【 委員】 金額ではなくて、あくまで区分でそういったことがひっかからないかというチェックのためということでもいいですかね。

【宮木主任】 そうですね。

【橋本会長】 いかがでしょうか。国の国策ということで、否定するという選択肢はないのだと思いますけれども、今の質疑の中で御不明な点は解消されましたでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。それでは、実施機関からの説明はこれで終わらせていただきますと思います。ありがとうございました。御退室いただいて結構です。ありがとうございました。

〔諮問第150号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、審議会としては、これはお認めせざるを得ないということかとも思いますけれども、答申文について御検討いただきたいと思います。よろしくお願

たします。

〔答申文案配付〕

【橋本会長】 それでは、事務局から朗読をお願いしますでしょうか。

【安川主事】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の目的外利用、本人外収集及び外部提供については、プレミアム付商品券事業を円滑に実施するために合理的と考えられるので、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、対象者への通知数が大量であること及び本件個人情報の目的外利用等が、プレミアム付商品券事業の実施のために行われるものであることから、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の提供を受ける産業振興部産業政策課に対しては、次の条件を付する。

1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用及び外部提供を禁止すること。

2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。表現等を含めまして、もし何かございましたら。よろしいでしょうか。日本語としてもこれでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、今お読みいただいたお手元の資料のように答申をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、諮問第151号の審議に進みたいと思います。

では、実施機関に入ってくださいように、お願いいたします。

〔諮問第151号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、審議に先立ちまして、事務局から概要について御説明をお願いいたします。

審議事項「イ 子安市民センターほか4館に設置する防犯カメラについて(諮問第151号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、次の防犯カメラに関する案件でございます。諮問第152号についての審議に入りたいと思います。

それでは、実施機関の入室をお願いいたします。

〔 諮問第152号の実施機関入室 〕

【橋本会長】 それでは、審議に先立ちまして、諮問要旨について事務局から説明をお願いいたします。

審議事項「ウ 八王子市立多賀保育園ほか1園に設置する保育園用カメラ（防犯カメラ）について(諮問第152号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

【橋本会長】 それでは、引き続きまして、諮問第153号についての御審議をお願いいたします。それでは、実施機関に入室していただけますでしょうか。

〔 諮問第153号の実施機関入室 〕

【橋本会長】 それでは、諮問第153号の審議を始めたいと思います。

審議に先立ちまして、要旨について事務局の方から御説明をお願いいたします。

審議事項「エ 京王相模原線南大沢駅前自転車歩行者専用道に設置する防犯カメラについて（諮問第153号）」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

【橋本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議事項を終えまして、次、報告に入りたいと思います。

報告事項のア、青色のインデックスが付けられておりますけれども、平成30年度（2018年度）の情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、これを議題としたいと思いません。

では、事務局から御報告をお願いいたします。

【安川主事】 それでは、報告事項の「ア 平成30年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」御報告いたします。八王子市情報公開条例第28条及び八王子市個人情報保護条例第53条の規定に基づいて報告するものでございます。

それでは、報告資料アの1枚目を御覧ください。こちらは平成30年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施及び運用の状況です。

表の1ですが、平成30年度の公文書の公開請求の件数の合計が225件、請求対象の公文書数の合計が1,406件でした。請求に対する決定の内訳は表のとおりでございます。



続きまして表の2ですが、平成30年度の個人情報の開示請求の件数の合計が114件、請求対象の公文書数の合計が225件でした。決定の内訳については表のとおりでございます。

次に、表の3、個人情報を取り扱う事務の平成30年度の件数は、合計で1,480件となりました。

以上が、利用制度実施及び運用の状況でございます。

これらの過去の運用状況が資料の2枚目以降にございます。平成28年度からの過去3年間の状況でございます。各表の左下の請求件数の合計を記載しております。

まず、情報公開制度の運用状況ですが、過去3年間の年度別請求件数は、例年どおり、おおむね200件前後を推移しております。

もう1枚資料をおめくりください。こちらは個人情報保護制度の運用状況についてですが、こちらも例年どおり、おおむね100件前後を推移しております。

なお、この運用状況は、市が発行する広報紙「広報はちおうじ」の来月の7月15日号に掲載をし、広く市民の方にお知らせをする予定となります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

何か御質問とかございませんでしょうか。

【 委員】 私、初めて市民委員でこの会に参加しているのですけれども、市民委員の公募に関しては、市の広報を見て、それで400文字の考え方をまとめて出してくださいということでお送りして、選任いただきました。会議の前に、この表の見方を質問したいところなのですが、市民委員に応募した人の論文というか作文を確認したいという情報公開請求が入りました。公開して構いませんかという問合せをいただいて、基本的にはそれは構わないですよとお答えしました。ただ、自分にしてみると、それが一個人からの公開請求なのか、それともマスコミ等、ある法人からの公開請求なのか、それを知りたいなと思ったときに、例えばこの表で言うと、それはカウントされないものなのか、それともこの個人情報の開示請求にカウントされるべき内容なのか。

【高山主査】 御質問については、経緯は今お話にあったように、審議会の市民公募に関しまして、市民公募の方々が作成した論文を情報公開したいということでありました。個人情報の開示請求につきましては、あくまでも本人の情報を開示するというこの制度でございますので、こちらにはカウントされません。

【 委員】 申請者の方に。

【高山主査】 はい。それには該当しません。

公開請求としてお受けしたものは、申し訳ありません、記憶が定かではないのですが、たしか大学の学術目的のような内容で御請求いただいたものだと記憶しております。当然、個人情報については消させていただいて、あくまでも論文の内容だけ。さらには論文の内容についても、ある程度個人を類推できるような内容については黒塗りをさせていただいた状態で公開を考えました。ただし、御本人の著作物ということになりますので、一定、第三者照会という言い方をしますが、論文を書かれた御本人に公開して問題ないかという確認をさせていただいてから公開をしたということです。

【 委員】 そういう意味では、この表の情報公開の中にカウントされる案件ということですか。

【高山主査】 そうですね。情報公開の数に入っております。

【 委員】 それで、実施機関名で市長、教育委員会、議会とあるのですけれども、今のケースの場合はどの分類になるのですか。

【高山主査】 総務部総務課が情報公開請求を受けましたので、御質問のケースは市長部局ということになります。

【 委員】 そういうふうな見方をすればいいのですね。

【高山主査】 はい。

【 委員】 分かりました。どうもすみませんでした。

【橋本会長】 いかがでしょう。

審査請求が大変少ないので、効率的かつ公正に運営されているのだろうなという感じがしますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次は報告事項イに移りたいと思います。

これは、非公開として御報告いただくということでございます。委託契約にかかる個人情報の提供状況についての御報告でございます。

それでは、事務局の方からよろしく申し上げます。

報告事項のイ「委託業務に係る個人情報の提供状況について」は、八王子市情報公開条例第8条第6号のイにより非公開

それでは、次は報告事項のウでございますが、これも事務局から御説明をお願いいたします。

【安川主事】 報告事項の「ウ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について」報告をいたします。実施機関の行う個人情報の外部提供若しくはオンライン結合などの諮問につきまして本審議会で御審議をいただいておりますが、これらの答申におきまして、本審議会から実施機関に対して条件が付記されたものがございます。例えば外部提供、オンライン結合をする際、実施機関だけではなく提供先に対しましても、個人情報の適正管理、機密保持及び不要となった個人情報の廃棄などを、個人情報の適正な取扱いについての条件が付記されております。

これらの答申の中には、提供先に対し履行状況を適宜報告させ、市の確認を受ける必要があるとされた付記条件がございます。事務局では、毎年該当の実施機関に対しまして照会を行い、結果について本審議会へ報告をしております。

それでは、報告資料のウを御覧ください。付記条件に対する各実施機関の履行状況を把握し、事務局でまとめたものになります。これまでの答申で条件が付記されたものは、計19件ございます。平成30年度の履行状況につきましては、全ての案件におきまして、各実施機関が提供先に対しまして適正な取扱いについて履行状況の確認を行い、適正な履行状況であった旨の報告を受けております。

また、諮問番号第100号及び109号につきましては、こちら既に事業が終了しており、過去に外部提供したデータについては全て廃棄されていることを実施機関が確認しているため、次年度以降は報告の対象外といたします。

そのほかの履行状況につきましては特に問題がありませんので、報告は以上といたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

何か御覧いただきまして、御質問とかございませんでしょうか。

最近が付記条件をつけるというケースがないのですが、ここに付けられているのは10年ぐらい前の関係が多いということだと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

それではこういった形での御報告をいただいたということで、先に進めたいと思います。

報告事項の「エ 個人情報を取り扱う事務の届出について」を事務局からお願いいたします。

【安川主事】 報告事項の「エ 個人情報を取り扱う事務の届出について」報告をいたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には、市長に対する届出義務を規定しております。本件は、同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に対する事項を審議会に報告するものです。

報告資料エを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が3件、変更の届出が3件ございました。各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとなります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

報告事項のオでございます。これに関しましては、個人情報開示請求に基づく応答拒否ですか。これについても審議会に御報告いただくというルールになっております。

では、よろしく願いいたします。

報告事項のオ、「個人情報開示請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市個人情報保護条例第16条第1号により非公開

それでは、以上で審議事項、報告事項を終わりたいと思いますけれども、何かほかにございますか。

なければ次回の日程について、お諮りをしたいと思います。

【高山主査】 では、事前に日程を決めることで多くの委員の皆様にご出席していただいております。次回についても会長に調整をいただきましたので、この場で調整をお願いしたいと思います。

次回につきましては、12月を予定しているのですが、すぐに続いて1月も予定しておりますので、合わせて調整をさせていただきます。

まず12月6日の金曜日、11日の水曜日、13日の金曜日の午前、18日水曜日。13日以外は10時又は2時からを予定しておりますが、差し支えのある方はおられますか。

【 委員】 6日ですが差し支え、すみません。

【高山主査】 それでは、11日、13日の午前。

【 委員】 11日もすみません。

【高山主査】 では、13日の午前又は18日の水曜日。

【 委員】 申し訳ないです。私、6日以外は全部駄目です。

【高山主査】 6日以外駄目。

【 委員】 私は18日も駄目です。

【 委員】 私は、11、18日の水曜日が駄目。

【高山主査】 そうすると18日はお二人だめなので、優先させていただければ6日の金曜日になりますが。

【 委員】 私は駄目なので、それは人数多い方にしてください。

【高山主査】 申し訳ありません。

では、12月6日、金曜日、よろしいでしょうか。もし差し支えがなければ、午後2時から同じ時間で予定させていただければと思います。

では、6日の金曜日、14時からを予定させていただきます。

続いて次回の12月開催の審議会につきましてはマイナンバー関係の取扱いについての御審議をお願いする予定でございます。平成27年2月になりますが、特定個人情報の第三者点検といたしまして、特定個人情報の保護評価書について御審議いただきました。国が定めます特定個人情報保護評価に関する規則に一定期間経過後に評価書を見直すという規定がされておりまして、来年、5年を経過することから見直しの必要がございます。評価書のボリュームであったり、内容的なものであったりと、おおむね3回程度審議が必要だと実施機関から説明を受けております。このため、12月から2月までの間、1か月に1回程度審議を予定しておりまして、1月の日程につきましても、できましたらこの場で御調整をお願いしたいと思います。

候補日は1月17日若しくは24日、両方とも金曜日になります。

【 委員】 私は、24日はだめです。

【 委員】 私も24日の午後はだめです。

【高山主査】 そうしますと17日、差し支えがある方はおられますか。よろしいですか。

では、17日の金曜日、同じく14時からを予定させていただきます。17日、金曜日、午後2時から予定させてください。

以前の特定個人情報の第三者点検につきましては、システムの関係といった大変専門的な観点による審議であったため、資料等を読み解くことが難しいといったさまざまな御意見をいただいております。

このため、会長とも事前に御相談しておりますが、審議会の進め方として、例えば分科会のようなものを作りまして進めるのも、一つの方法かなということで考えております。これにつきましては、次の12月の審議会で分科会の審議方法について、もし御了承が得られれば、1月の審議会を分科会というような形で進めさせていただければと思います。分科会ということになりますと、全員の委員の出席は必要なくなりますので、また、12月になりましたら、それについては御了承いただいで進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【 委員】 ごめんなさい。分科会というのは要するに、である程度それが分かりそうな人を5人ぐらい選んで、それで1月はやるというそういう意味ですか。

【高山主査】 その方がよろしいかなと思います。最終的に報告をということで考えております。

【 委員】 分かりました。結構です。

できれば、早目に選んでいただいた方がいいですね。わざわざ日程を空けているわけですから。

【高山主査】 そうですね。そうしましたら、こんなことを言っは恐縮ですけども、審議会では後日了承いただくということにしますが、事前に会長と調整し、御了承いただくということでもよろしいでしょうか。

【橋本会長】 私たち二人、副会長にも御相談いただいで。

【高山主査】 水野副会長も含めてですね。

【橋本会長】 よろしければ、それで後でお知らせするというだけでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

【高山主査】 ありがとうございます。

では、日程については以上になります。

【橋本会長】 それでは、12月6日ですよね。それと、もう一つは1月17日。ただ、これは全員の御出席ということではおそくないだろうということで、お含みおきをいた

ければというふうに思います。

それでは、これをもちまして126回の審議会を終えさせていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

第126回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、事実と相違ないことを認めます。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会

永山 徳雄